

# 津山市立津山東中学校部活動の活動方針

令和6年4月 津山市立津山東中学校

## 【策定の趣旨】

津山東中学校はスポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」「津山市中学校部活動の在り方に関する方針」の趣旨を踏まえ、津山東中学校の部活動の望ましい姿と方向性を明確にし、生徒にとって部活動がより有意義な活動となるための指針として「津山市立津山東中学校部活動の在り方に関する方針」を策定した。

## 【津山市立中学校部活動の目指す姿】

- ① 生徒の心身のバランスのとれた成長と学校生活の充実につなげる。
- ② 合理的、効果的な指導により、生徒の自主性、自発性の伸長を図る。
- ③ 生徒間の人間関係づくりを促進し、社会性を育てる。
- ④ 生涯にわたってその活動を愛好し、生活を豊かにしていくための資質・能力を育む。

## 【津山市立津山東中学校部活動の目標】

- ① 生徒と教職員の結びつきを強め、自主・規律・協力・礼儀などを育てる。
- ② 活動を通して、体力・精神力など「たくましさ」「奉仕の精神」を育てる。
- ③ 研究する心、問題解決に取り組む態度、ものの見方・考え方を高め、情愛豊かな人間を育てる。

## 1 適切な休養日等の設定

- ① 平日1日、土日の少なくとも1日以上、週当たり2日以上の休養日を設ける。  
※原則、学期中においては、平日は水曜日を休養日とする。
- ② 活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度を基本とする。  
※練習試合、大会等、長時間にわたる活動を計画する場合は、休憩時間を適切に設定する。

## 2 部活動の指導について重視する事項

- ① 短期的な結果を重視しすぎて、勝利至上主義に陥らないよう注意し、長期的視野に立ち、過程を大切にした指導を行う。
- ② 体罰、暴言、セクシャルハラスメントは許されない行為であることを徹底する。
- ③ 発達段階、健康状態に配慮した指導を行う。
- ④ 安全管理の徹底に努める。
- ⑤ 保護者・競技団体への理解を図り、適切な活動を進める。
- ⑥ 教職員や部活動指導員の指導力向上に努める。

## 3 適切な運営のための体制整備

- ① 「部活動委員会」について
  - ・部活動委員会を設置し、分掌に位置付け部活動の運営をすすめる。
  - ・活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。
  - ・適切な部活動の設置（新設・休部・廃部など）について協議する。
  - ・部活動における事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行う。
- ② 「部活動に係る活動方針」について
  - ・「津山市立津山東中学校の活動方針」を策定し公表する。また、毎年度見直しを行う。
  - ・本校の設置部活動は、軟式野球部(男女)、ソフトボール部(女)、サッカー部(男・女)、陸上競技部(男女)、ソフトテニス部(男・女)、バレーボール部(男・女)、バスケットボール部(男・女)、卓球部(男・女)、剣道部(男女)、柔道部(男女)、科学部(男女)、家庭部(男女)、吹奏楽部(男女)、美術部(男女)である。
  - ・それぞれの部活動ごとに目標を定めるとともに、校内での取り決め事項などの運営について、活動方針を必ず策定する。
- ③ 年間活動計画及び毎月の活動計画について
  - ・顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画を作成し校長に提出するとともに、毎月の計画は廊下に掲示する。
- ④ 相談体制について（別紙）